

○ DNA型記録取扱細則（平成17年警察庁訓令第8号）

改正：平成23年警察庁訓令第1号

平成27年警察庁訓令第2号

DNA型記録取扱細則を次のように定める。

DNA型記録取扱細則

（被疑者DNA型記録の作成等）

第1条 DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第2項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被疑者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 被疑者が検挙された年月日
- (3) 被疑者に係る事件の罪名等
- (4) 被疑者資料の種類
- (5) 被疑者資料の特定DNA型
- (6) その他参考となる事項

（遺留DNA型記録等の作成等）

第2条 規則第3条第3項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遺留資料又は変死者等資料に係る事件の罪名等
- (2) 遺留資料又は変死者等資料に係る事件の概要
- (3) 遺留資料又は変死者等資料の種類
- (4) 遺留資料又は変死者等資料の特定DNA型
- (5) その他参考となる事項

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則〔平成23年警察庁訓令第1号〕

この訓令は、平成23年2月16日から施行する。

附 則〔平成27年警察庁訓令第2号〕

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。